

こどもみらい住宅支援事業の概要

国土交通省所管
令和3年度補正予算額：542億円

1 制度の目的

子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、**子育て世帯や若者夫婦世帯※による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等**に対して補助することにより、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯、若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯（年齢はいずれも令和3年4月1日時点）

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象（事業者が申請）

※補正予算案閣議決定日（令和3年11月26日）以降に契約を締結し、事業者登録（令和4年1月11日受付開始）後に着工したものに限る。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅※	補助額
①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	100万円／戸
②高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)	80万円／戸
③省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4を満たす住宅)	60万円／戸

※対象となる住宅の延べ面積は、50m²以上とする。

※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。

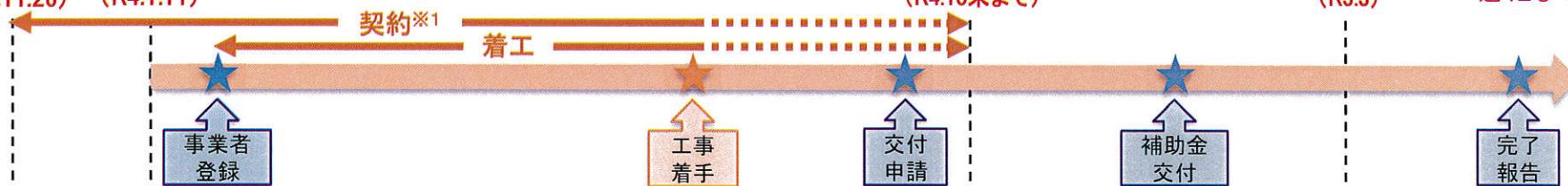
住宅のリフォーム

対象工事	補助額
①(必須)住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円／戸※
②(任意)住宅の子育て対応改修、耐震改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円／戸（既存住宅購入を伴う場合は60万円／戸） ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円／戸

3 手続き

補正予算案 事業者登録
閣議決定 開始
(R3.11.26) (R4.1.11)

交付申請期限
(R4.10末まで)
補助額以上の出来高があること
年度末
(R5.3)
完了報告期限※2
(住宅の規模に応じて、遅くともR6.12末まで)



※1 注文：工事請負契約、分譲・売買契約

※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

こどもみらい住宅支援事業について

※ 本資料は、令和4年2月18日時点のものです。
今後修正があった場合は、国土交通省のホームページ等において、公表します。

※ 本事業は、建築業者・宅建業者が申請者となる補助事業であり、
一般消費者はこれらの事業者から補助金の還元を受けることとしております。

国土交通省

補助対象事業のタイプ

新築

<発注者又は購入者が自ら居住する住宅が対象>

(1) 注文住宅の新築

子育て世帯※¹又は若者夫婦世帯※²が、新たに発注(工事請負契約)するもの

※1 子育て世帯とは、申請時点において子(令和3年4月1日時点で18歳未満、すなわち平成15(2003)年4月2日以降出生の子)を有する世帯。

※2 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、令和3年4月1日時点でいずれかが39歳以下(すなわち昭和56(1981)年4月2日以降出生)の世帯。

(2) 新築分譲住宅の購入

子育て世帯又は若者夫婦世帯が購入(売買契約)する新築住宅※³

※3 売買契約締結時点において、完成(完了検査済証の発出日)から1年以内であり、人の居住の用に供したことのないもの

(注) (1)(2)のいずれの場合も、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以後、「土砂災害防止法」という。))に基づく土砂災害特別警戒区域に立地する新築住宅は、本事業の対象にはなりません。詳しくはP. 58(参考4)参照

リフォーム

<1戸あたりの上限補助額が30万円超となる場合※⁴は、発注者が自ら居住する住宅が対象>

(3) リフォーム

所有者等※⁵が工事を発注(工事請負契約)するリフォーム

※4 世帯の属性による1戸あたりの上限補助額については、P.11を参照。

※5 リフォーム住宅の所有者(法人を含む)、居住者又は管理組合、管理組合法人を指す。

(注) 別途定める期間内に交付申請、完了報告が可能なものに限ります。

補助対象期間

新築

(1) 注文住宅の新築

下記①②の両方を満たすこと。ただし、令和4年10月31日までに工事が一定以上の出来高に達した上で交付申請を行い、別途定める期間内に完了報告が可能なものに限る。

- ①令和3年11月26日以降に工事請負契約を締結したもの
- ②別途定める事業者登録を行った後に建築工事に着工するもの

(2) 新築分譲住宅の購入

下記①②の両方を満たすこと。ただし、令和4年10月31日までに工事が一定以上の出来高に達した上で交付申請を行い、別途定める期間内に完了報告が可能なものに限る。

- ①令和3年11月26日以降に売買契約を締結したもの
- ②別途定める事業者登録を行った後に建築工事に着工するもの

リフォーム

(3) リフォーム

下記①②の両方を満たすこと。ただし、令和4年10月31日までにすべての工事が完了した上で交付申請が可能なものに限る。

- ①令和3年11月26日以降に工事請負契約を締結したもの
- ②別途定める事業者登録を行った後に工事着手するもの

対象住宅の性能要件等

新築

世帯要件

新築

**子育て世帯
又は
若者夫婦
世帯**

対象住宅の性能・延べ面積等

下記の(1)、(2)に該当すること

(1)次の①～③のいずれかに該当すること

①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready又はZEH Oriented

強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギーから20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有する住宅

②高い省エネ性能等を有する住宅

- a)認定長期優良住宅
- b)認定低炭素住宅
- c)性能向上計画認定住宅

③一定の省エネ性能を有する住宅

日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級4※かつ一次エネルギー消費量等級4の性能を有する住宅

※ 建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合を本事業の要件とするため、断熱等性能等級4の基準のうち、結露の発生を防止する対策に関する基準を満たさない住宅も対象となります。

(2)住戸の延べ面積が50m²以上であること。

(注) 対象住宅の性能・延べ面積等の内容に応じてその性能を証明する書類が必要になります。

対象住宅の性能要件等

リフォーム

世帯要件	対象住宅の対象工事等
<p>リフォーム</p> <p>なし</p> <p>（一定の場合に補助上限引上げの特例あり）</p>	<p>次の①～⑧のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①開口部の断熱改修 ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 ③エコ住宅設備の設置 ④子育て対応改修 ⑤バリアフリー改修 ⑥空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 ⑦耐震改修 ⑧リフォーム瑕疵保険等への加入 <p>いずれか 必須</p> <p>任意</p>

(注) 対象住宅の対象工事等の内容に応じてその性能を証明する書類が必要になります。